

令和 5 年 10 月 25 日
農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課

飼料添加物（プロピオン酸等の含量）の表示に係る 基準の見直しについて（案）

1. 背景

- （1）飼料安全法において、家畜等が過剰に摂取し被害が生じることを防止するため、省令（※）により含有量（含有率）の基準が定められている飼料添加物がある。さらに、一部の飼料添加物については、含まれる飼料添加物の量を表示しなければならないこととされている。
- （2）当該表示の基準は、主に、当該飼料添加物を含有する飼料を原料又は材料として飼料を製造する際に、原料又は材料中の含有量を確認できるようにするために規定されているものである。
- （3）一方、飼料添加物であるプロピオン酸、プロピオン酸ナトリウム、プロピオン酸カルシウム、ギ酸及びフマル酸（以下「プロピオン酸等」という。）は、最終製品にもこの表示を求めており、飼料製造業者は製造に当たり、配合割合を変える毎に紙袋等の表示を変えなければならず、負担増となっている。

※ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年 7 月 24 日農林水産省令 35 号）

2. 考え方

- （1）規格を満たすように飼料を製造するためには、飼料製造業者が原料又は材料中の含有量を確認する必要がある。そのため、原料又は材料における含有量が表示されていることが望ましいと考えられる。
- （2）一方で、最終製品においてプロピオン酸等の含有量の表示をなくしたとしても、飼料添加物としての規格・基準や表示以外の飼料の規格・基準（給与できる家畜や含有量）に変更はないことから、プロピ

オン酸等の飼料添加物としての安全性やそれを含有する飼料の安全性に影響は生じないと考えられる。

実際、直近３年間に於いて、プロピオン酸等の含有量の規格を満たしていない事例は確認されていない。

- (３) なお、畜産関係団体に意見聴取を行ったところ、最終製品においてプロピオン酸等の含有量の表示をなくしたとしても、畜産農家に不都合が生じることは考えにくいとのことだった。

３．今後の対応（案） （別紙参照）

飼料中のプロピオン酸等の含有量の表示について、現在は、原料・材料及び最終製品ともに必要としているが、これを原料・材料にのみ表示を必要とするよう、省令を改正することとし、所要の手続きを進める。

(別紙)

飼料添加物の種類	用途 (類別)	飼料の原料・材料 (単体飼料、混合飼料)		最終製品 (配合飼料)	
		含有量の基準	表示の基準 [※] (含有率)	含有量の基準	表示の基準 [※] (含有率)
プロピオン酸 プロピオン酸カルシウム プロピオン酸ナトリウム	防かび剤	なし	(見直し前) あり ↓ (見直し後) あり	あり	(見直し前) あり ↓ (見直し後) なし
ギ酸	調整剤				
フマル酸	有機酸				

※ 含有している飼料添加物の名称については、表示が必要。